

資料 3

里親研修制度について

南区では少子高齢化等の人口減少により、樹園地面積や果樹担い手等、減少傾向が続いており、果樹の一大産地として不安のある状態となっています。

これらの課題に対応するため、JA等関係機関により果樹担い手協議会を令和2年1月に立ち上げました。

令和3年度からは取り組みの一環として役割等を明確にした里親制度の設立を検討しています。

そこで果樹部会役員の皆様からは趣旨をご理解いただき、里親制度に登録をお願いします。

1. 里親の認定

・ 里親農業者の登録要件

- ①就農希望者が独立して就農するために必要な支援を、一貫して実施する意欲を持つ者であること。
- ②新規就農者の育成指導に熱意があり、その教育的役割果たせるものであること。
- ③里親研修生の健康管理、事故防止等に十分に配慮できる者であること。
- ④部会役員経験者であること、もしくは地域農業の振興に意欲的で、地域での信頼が厚い者であること。

上記すべてを満たす農業経営体であることが認められる。

・ 登録の手順

農協もしくは普及センターが開催する里親育成研修を受講すること。

・ 委嘱期間

里親の委嘱期間は、原則として委嘱された日から3年間とする。

・ 報酬

活動した時間により支払われる。基本的に1か月あたり30,000円。職務完了時に支払うものとする。

資料 3

2. 里親の役割

- ・ 里親農業者の活動
 - ①作物栽培技術、経営管理に関する知識等の習得のための指導
 - ②就農に必要な農地の集積に関する支援
 - ③地域への里親研修生の紹介、里親研修生の地域活動への参加支援
 - ④就農後における、農業経営の確立・安定に向けた助言

3. 里親研修について

- ・ お試し研修（1 週間程度）
里親研修マッチングをより円滑に進めるため、研修先決定にあたり事前研修を行う。
- ・ 里親研修（1～2 年）
里親のもとで農業の実際を学ぶ。

4. 里親と研修生の接し方

- ・ 食事は研修生が用意すること
- ・ 集合場所（里親の作業小屋等）までは、研修生が自力で移動すること
- ・ 研修期間中は里親と同じ農作業の時間とすること（他に研修等があった場合はこの限りではない）
- ・ 研修中の労働した対価については、里親が支払うことを前提とし、新潟県で定められている最低賃金とすること
- ・ 体調がすぐれない状態で研修ができない場合は、当日の集合時間 30 分前までに里親へ連絡すること